

## 地域包括ケア推進部会 在宅療養者の服薬管理に関する専門部会運営要綱

平成 29 年 12 月 19 日

保健福祉局長決定

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会運営要綱第 8 条に基づき設置する在宅療養者の服薬管理に関する専門部会（以下「専門部会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第 2 条 専門部会は、在宅療養者の服薬管理に必要な事項として、次の事項について協議する。

- (1) 多職種連携による服薬管理に関する事項
- (2) 薬剤の適正使用に向けた薬剤情報管理に関する事項
- (3) その他、適正な服薬管理の推進に関する事項

### (委員)

第 3 条 専門部会に出席する委員は、次に掲げる者のうちから保健福祉局長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
  - (2) 介護関係者
  - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、保健福祉局長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。
- 3 議事について、特別な利害関係を有する委員は、その議事に加わるできない。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (座長の指名等)

第 5 条 保健福祉局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 保健福祉局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

### (関係者の出席)

第 6 条 保健福祉局長は第 3 条に規定する委員のほか、専門部会の運営上必要な者の出席を求めることができる。

### (専門部会の公開)

第 7 条 専門部会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 専門部会を公開することにより、公正かつ円滑な部会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 部会の傍聴については、神戸圏域地域医療構想調整会議傍聴要綱（平成 28 年 9 月 14 日保健福祉局長決定）を適用する。

(作業部会)

第 8 条 専門部会は、必要に応じ、作業部会を開催することができる。

2 作業部会は、保健福祉局長が指名する委員及びその他保健福祉局長が適当と認める者のうちから委嘱する委員で組織する。

3 作業部会の運営に関し、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

(専門部会の庶務)

第 9 条 専門部会の庶務は、保健福祉局健康部健康政策課において処理する。

(施行細目の委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し、必要な事項は、保健福祉局健康部長が定める。